

◎新潟県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年2月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県岩船郡関川村大字山本100の1、107、109から115まで、116の1、116の3、189、190、192から198まで、200から203まで、203の1、204、204の1、205、205の2、206から210まで、212から215まで、217から220まで、222、223、225、236、239の2、302の1、303から308まで、310から315まで、317の1、319の1、320、353、414、415、417、418、420、421、424、425、428、429、431から437まで、438の2、439、440、441の3から441の5まで、446から448まで、449の2、450、452の1、452の2、453から460まで、462、464から470まで、1125の1から1125の3まで、1126、1191から1195まで、1197から1241まで、1244、1256、字六郎沢471から474まで、474の1、475から478まで、478の1、479、480、480の2、481から486まで、486の2から486の4まで、487から491まで、492の1、492の5、494、495の1、498の2、499、500、500の2、502の1、502の2、503の1、504の1、506の2、507の1、507の2、508、511、511の2、513から515まで、517、517の2、518から522まで、522の2、523、524、524の2、525、526、529の1、530、531、533の2、534、536の1、538、538の2、538の5、539、541の1、541の2、541の6、542、545、547、549、550の3、551、552、553の1、555、556、558から560まで、563、566の1、567の2、571、572の2、572の3、字ヲソノ沢669、670、683の1、683の2、687

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）